

山梨県公報

号外第十号

令和四年

三月八日

火曜日

目次

条例

○山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例……………一

規則

○山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則……………二

条例のあらまし

○山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(環境・エネルギー政策課)

1 太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、太陽光発電施設の定義について、発電出力十キロワット以上のものに限定していることを改め、太陽光を電気に変換する施設(建築物に設置されるものを除く。)とすることとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

3 この条例の施行の日前に設置の工事に着手した発電出力十キロワット未満の太陽光発電施設(以下「発電出力十キロワット未満の既存施設」という。)については、設置許可等の規定は適用しないこととした。

4 3の規定にかかわらず、設置規制区域内にある発電出力十キロワット未満の既存施設の発電出力等を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととした。

5 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、発電出力十キロワット未満の既存施設について届け出なければならないこととした。

6 事業者は、維持管理に関する基準に従って発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の適正な維持管理をしなければならないこととした。

条例

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例
ここに公布する。

令和四年三月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第三号

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

附則

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和三年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「であつて、発電出力が十キロワット以上のもの」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(適用関係)

第二条 この条例による改正後の山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(以下「新条例」という。)第七条から第十八条まで(第十一条第五項を除く。)及び附則第三条から附則第六条までの規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した発電出力十キロワット未満の太陽光発電施設(この条例による改正前の第二条第一号に規定する太陽光発電施設をいう。)(以下「発電出力十キロワット未満の既存施設」という。)については、適用しない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の変更許可)

第三条 事業者(新条例第二条第五号に規定する事業者をいう。以下同じ。)は、その全部又は一部が設置規制区域(新条例第七条に規定する設置規制区域をいう。)にある発電出力十キロワット未満の既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあつては、この限りでない。

2 新条例第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、新条例第十七条、第十八条、第十九条(第四項を除く。)、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、新条例第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例(令和四年山梨県条例

第三号) 附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の届出)

第四条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、発電出力十キロワット未満の既存施設について知事に届け出なければならない。

2 新条例第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき(前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。)は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

4 新条例第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の設置)

第五条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設の事業区域(新条例第二条第四号に規定する事業区域をいう。次条において同じ。)内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理)

第六条 事業者は、新条例第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理を行わなければならない。

3 新条例第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は発電出力十キロワット未満の既存施設について準用する。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の許可を受けて、発電出力十キロワット未満の既存施設について変更した者

二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

規則

山梨県規則第一号

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を次のように定める。

令和四年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和三年山梨県条例第二十七号)及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例(令和四年山梨県条例第三号。以下「改正条例」という。)において使用する用語の例による。

(変更許可を要する事項)

第二条 改正条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、新条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

一 発電出力十キロワット未満の既存施設の機能を維持するために行う変更
二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の記載事項等)

第三条 改正条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

四 太陽光発電事業の実施予定期間

五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理計画等)

第四条 改正条例附則第六条第二項の発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区

域の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
- 二 維持管理の実施体制
- 三 保守点検の内容
- 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 六 前各号に掲げるもののほか、新条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 事業者は、改正条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。
- 3 改正条例附則第六条第三項において準用する新条例第十八条第四項の規定による発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画の提出は、改正条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番